

石川県国民健康保険団体連合会嘱託職員募集要項（介護保険課苦情処理業務）

- 1 嘱託期間 採用の日から令和5年3月31日まで
- 2 給与 (1) 報酬月額 145,500円～154,900円
(報酬は経験等により決定する。)
(2) 手当
①通勤手当 当国保連合会職員給与規則の例による
②時間外手当 当国保連合会職員給与規則の例による
③特別手当 それぞれの条件に応じて支給
④上記以外の手当は、支給しない。
- 3 勤務条件 (1) 勤務日 月曜日から金曜日までとし、勤務時間は、
9時～17時までとする。
(2) 有給休暇
①年次休暇 労働基準法の定めるところとする。
②夏期休暇 3日間
(3) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法を適用する。
- 4 職務の内容 (1) 介護サービス苦情相談に関する業務
(2) 介護保険審査支払等業務の補助
- 5 必要な経験 介護保険制度を含む、広く一般知識を有する者
- 6 必要な免許・資格 不問
- 7 更新の有無 (1) 更新する場合がある。
(2) 契約の更新は次により判断する。
①業務の縮小による場合 ②勤務成績、勤務態度がよくない
③職員として不適格の場合 ④その他()
- 8 問い合わせ先 石川県国民健康保険団体連合会 総務課人事担当 稲荷
〒920-0968
石川県金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎
TEL (076) 261-5191